

本願寺史料研究所報

5 2 号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇一八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一―

内線 (五四一八)

発行者 所長 赤松徹眞

発行日 二〇一七年三月一四日

〈史料紹介〉

西光寺祐俊筆「聖教目録」(上)

尾崎誠仁

解題

本史料は西光寺祐俊(一五九七〜一六八二)が真宗依用の聖教について、『浄典目録』等の先行する浄土系目録を土台に、著者毎の配列を基調として紙数・奥書等の書誌を記し、時に古来の伝承を交え自身の見解を加えたものである。三経や七祖(源空を除く)の聖教は後に示す「真宗正依典籍」と題した別目録にまとめられている。装訂は折帖仕立。全体に薄く雲母を塗布した横四〇cm前後の紙を一五紙糊付して継ぎ、各面が見開きとなるよ

う折り返され、前後に紺色の表紙が付けられている。前表紙の法量は、縦二六・九cm×横二〇・三cm。なお、史料には多数の付箋や貼紙が見られ、また何らかの原因で元来存したはずの付箋が剝離した痕も見られる。紙の強い皺により文言を確認しづらい箇所も少なくない。

編時は、前表紙見返(一右)右下に「寛文三年卯卯月十四五六日終書功訖」と見え、祐俊六七才の年にひとま

ず完成したようである。しかし「正信念佛偈意」条(一五左)に「己酉十月八日古聖教共ミセニ来ル中ニアリ」(寛文九年)

と註し、「念佛往生要義抄」条(一七右)には「壬子(寛文十二年)六月古本持来一覽之、一段殊勝也、以来可写置者也」とあるから、その後も漸次増補を進めたと考えられる。

祐俊は『法流故実条々秘録』(以下『秘録』と略称)『学寮造立事付以後法論次第』(承応閼牆記)等、博聞を著作に残し、近世前期本願寺の故実家、法事・諸儀式の日記筆者として周知されている。その筆録は真宗史記述

の有力資料となり常に参照されてきた。没後約百年、玄智は「祐俊有_三紀録之才、務叙_三旧事、；慶長以来旧事、伝_三于後世_一者、祐俊之功居_レ多焉」と讚えた(『大谷本願寺通紀』巻第八)。

祐俊が住持した西光寺は、山科期以来、本願寺移転に常随し寺基を移したが、創立の地である京九条の名を寺号に冠し続けた。二〇〇一年三月、京都市下京区東中筋通七条上る文覚町に所在したのを最後に、寺院解散した。祐俊は同寺第十二世に当る(『常在京中由緒書』)。

西光寺解散に伴い、所蔵史料の一部が当研究所へ寄贈され、「京都九条西光寺文書」として現在、一括保管されている。文書中には祐俊自筆とみられる記録類を数点確認でき、それらの原題は次の通りである。

(1) 洛陽大佛八宗法事日記(寛文十年六月清書。玄智『祖門旧事紀』残篇に収録)

(2) 従寛永元_子甲寛文十一_亥年迄御一家衆座配四十八年之間新来書加逝去加丸跋

(3) 寛永三_寅丙歲卯月十九日御見御所様御得度之日記

(4) 寛永拾_癸西季六月十一日辰刻御影堂御新始之記

(5) 寛永拾二_乙亥歲七月廿六日_甲辰刻御影堂御柱立之記

(以上三点合冊)

(6) 寛永十三_丙子暮十二月十一日慈性院様御往生御葬礼

并御中陰法事日記

(7) 寛永十七年_辰庚十二月廿四日良如様江八条殿娘宮御

祝言之日記

(8) 承応三_甲午稔從二月廿二日御速夜晦日迄准如上人廿五年忌七昼夜御法事日記

(9) 寛文三_癸卯歲八月晦日御迨夜ヨリ九月七日迄良如上人御一周忌御法事日記

(一部は西光寺第十五世亮從筆)

(10) 聖教目録(寛文四年)

(11) 寛文五乙巳年当官并先官公家衆(一部のみ残存)

(12) 寛文七年_末丁六月廿九日御門跡様御縁篇并御祝言之事

(13) 女中方式裳之時之作法共并祝言之作法共但見聞書付之(寛文十二年六月)

(14) 真宗正依典籍(無年記)

『秘録』は「代々ノ法号諱等ノ事、一家衆系図ノ帳ニ委書之」(一一一一)、「委曲聲明之秘記ニ書之」(一一二五)等、所々で別記の存在を示唆する。本史料では教行信証相伝(一一三四)、天海版一切經の本山納入(二一五八、次号掲載)各記事が一致し、相伝については、日毎の伝受枚数も記され、『秘録』を補足する内容を示している。(おざき・せひと 本願寺史料研究所研究生・龍谷大学大学院博士後期課程)

凡例

一、今号では「聖教目録」前半部分の画像を掲載した。後半部分、および史料見開き下部に貼付の付箋部分を拡大した画像を次号に掲載予定である。

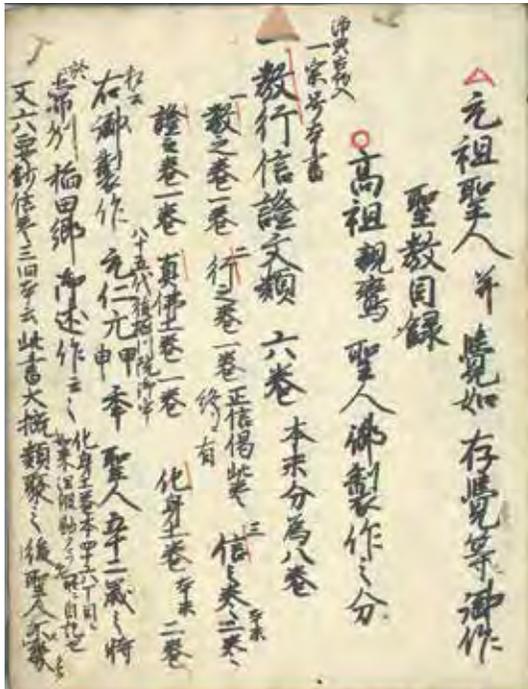
(前表紙)



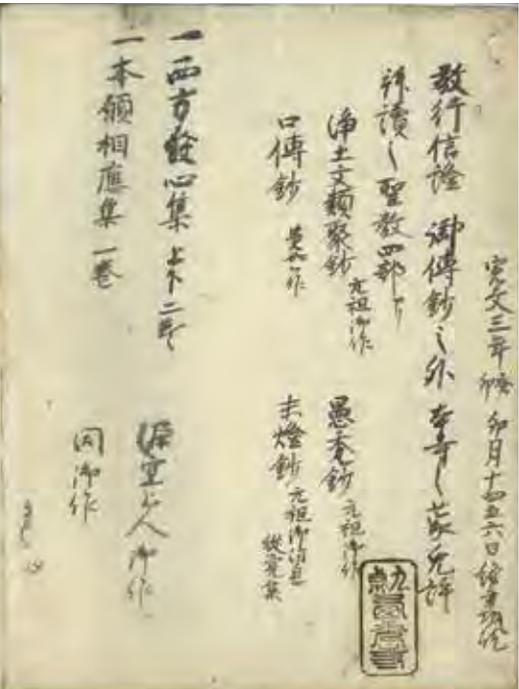
《史料画像》

- 一、便宜を考え、史料の見開き毎に通し番号を付した。
- 一、付箋の存在について、通し番号の下に適宜注記を加えた。見開き上・中部に付箋のある場合は、付箋部分を浮き上げた画像を連続して掲げた。
- 一、以下に掲載する史料画像を、本願寺史料研究所の許可なく複製・転載してはならない。
- 一、史料画像を使用する場合は、本願寺史料研究所に申請し許可を得ること。

(二左)



(二右)



(二右)

飯寮之間不及再述
於本寺神宮受相傳，傳受作法古來有
格式，仰托者安物充官上人，名修之，一家最中
擇其量，被仰付，同字于人計中，合奉望
傳受，同日教，三十六日，五日，一，上，果，日，讀
傳受，同，外，不出，是，同，也，讀切，望，上，三，千，度
教卷，五，度，行卷，五，度，十，教，十，三，十，七，信卷，三，度，
信卷，末，四，度，十，五，十，五，十，七，隆卷，二，度，十，五，十，六，信卷，三，度，
真佛坐卷，三，度，十，三，十，五，十，七，化界坐卷，本，五，度，十，三，十，五，十，七，
同末，七，度，十，六，十，五，十，五，十，七，

佛典
一淨土文類聚鈔 一卷 依教五十三
文類正信偈 又念佛信偈 此鈔有
佛典
一愚禿鈔 一卷 今末卷二卷
建長七歲乙卯八月廿七日 愚禿親寫 八十三歲
一雅信鈔文意 一卷 手九
嘉元九年八月十九日 愚禿親寫 八十五歲
右心部 淨典目錄 已上親寫上人佛作

佛典
一入出二門偈頌 一卷 依教五十三
聖人佛影像 銘文 此偈頌中二月三日
觀彼聖人轉力，應過元，為

(二左)

(三右)

佛典
一尊号真像銘文 一卷 依教五十三
建長七歲乙卯六月二日 親寫 八十三歲
一三經往生文類 一卷 依教五十三
和讃三帖 嘉元二年三月一日書之 愚禿親寫 八十五歲
一專修念佛問答鈔 一卷
一念佛多念證文 一帖 甲午年
建長七年九月 嘉元九年八月六日寫之 親寫 八十五歲
一念佛多念分別之事 後 長樂寺隆寬律師述
依述作 聖人中喜相慶色使 辛卯 冊教七帖也

佛典
一本尊色紙之文 一卷
一念佛行人申狀 一卷
一歎異鈔 一卷 聖人佛作
聖人滅後遺法流傳事多之外 深慈
聖人仰在 聖佛物法共 書集抄也 作者未動
一血脈文集 一卷
同聖人淨消息壽 書集抄也

(三左)

(五右)

○覺如上人佛作之分

一 報恩誦式 一卷 永仁三年九月佛作之旨

一 永仁三年佛傳鈔 以亦佛傳作之旨

一 幕飯繪第五卷目 從覺如上人佛作也

一 口傳鈔 上中下 三卷 幕飯繪十卷元弘初曆冬中下旬大和尚六十二歲丹波國清純法殿一室法華授与也

一 執持鈔 一卷 幕飯繪十卷幕飯初西宮佛傳圖

一 願人鈔 一卷 幕飯十卷早八願所寫蓮了性教中曆應三九月廿四日辛願至江州伊香山崇光寺成信依望言依了本元名了多介願人抄下題号也

一 最要鈔 一卷 同云目良寂園房道源

一 本願鈔 一卷 同云本願抄下名了自筆

一 本願寺聖人傳繪 上下二卷 幕飯繪五卷永仁三年干將永仁第三愿應鐘中句第天終第高蓋草畫王法眼淨賢号座樂寺也

私云永仁三和伏見院佛作覺如上人廿六歲三學富

(五左)

(六右)

一 改邪鈔 一卷 惟教干箇欲數六中甲幕飯十卷建武四年九月日春秋六十八年改邪鈔十卷書之乃比乃在佛見三位元華藏制旨隨く幕目多平口筆世元也

一 安心定疑鈔 本末 一卷 至幕飯上人佛作中傳也

一 口德傳 九卷 曾祖法然上人一世三行狀記也

一 正安三障 嚴從黃鐘中句九日至大呂

一 日首尾十七个自技睿忍賊章之符既

一 徑應轉迷惑執謬胡雅斯僧乞披覽

一 又要取捨之秀乃逸耳

一 衛門陪倫 釋覺如三子二職

一 法華念佛同躰異名事 一卷 个註

一 幕飯繪 云法花念佛同躰異名事云元薄双紙

(六左) 右上部に付箋

(六右)

右七部淨典目錄(分也) 皇雲是寺有功望
 華云時楚忽一言記与(和字法語也)

一 改邪鈔 一卷 條數三千箇 條數中四
 纂飯十云建武四年九月日春秋六十八年改邪
 鈔上三卷書シクシクハ 佛見二位元華 荆荆
 旨臨(篇節)同ク多クハ 聖書身 祇指外
 杉云建武二年(改元三年) 延元二年 延元二年
 覺如上六十八載(當)

一 安心定鈔 本末 二卷
 在末覺上人佛作中傳也
 全(二)不入事(不)當也
 道如上(人)書(佛)覺(見)度
 全(二)垢(出)古(聖)教(中)也
 中(持)古(古)日(九)

一 拾遺古德傳 九卷 曾祖法然上人(一世)
 行狀記也

一 法華念佛同躰異名事 一卷 十経
 纂飯繪(云)法(花)念(佛)同(躰)異(名)事(云)元
 薄(双)條(下)上(上)

(六左)

(七右)

一 尊師和讚鈔 一帖 皇雲上人(八年)藏
 纂飯十云貞和三訂十二月廿八日三依和讚
 肝(早)ノ遷(校)尊(師)和(讚)抄(下)号(云)云(一)

一 肝要記 一帖 所(持)古(云)此(鈔)看(覺)如(上)人(作)也
 則(本)者(存)覺(上)人(以)淨(筆)寫(記)

一 應安四年 四月一日書之先考御託也
 杉云應安四年(覺)如(御)遷(化)觀(歷)三(年)月(日)
 女(一)年(以)法(也)從(覺)御(具)書(欽)

一 真宗用意 一帖

一 歎異鈔 一卷 大(真)宗(序)云(歎)異(先)師(口)傳(真)信(乃)至(故)親
 聖(安)佛(物)語(之)趣(神)也(云)

一 教行鈔名義 一卷

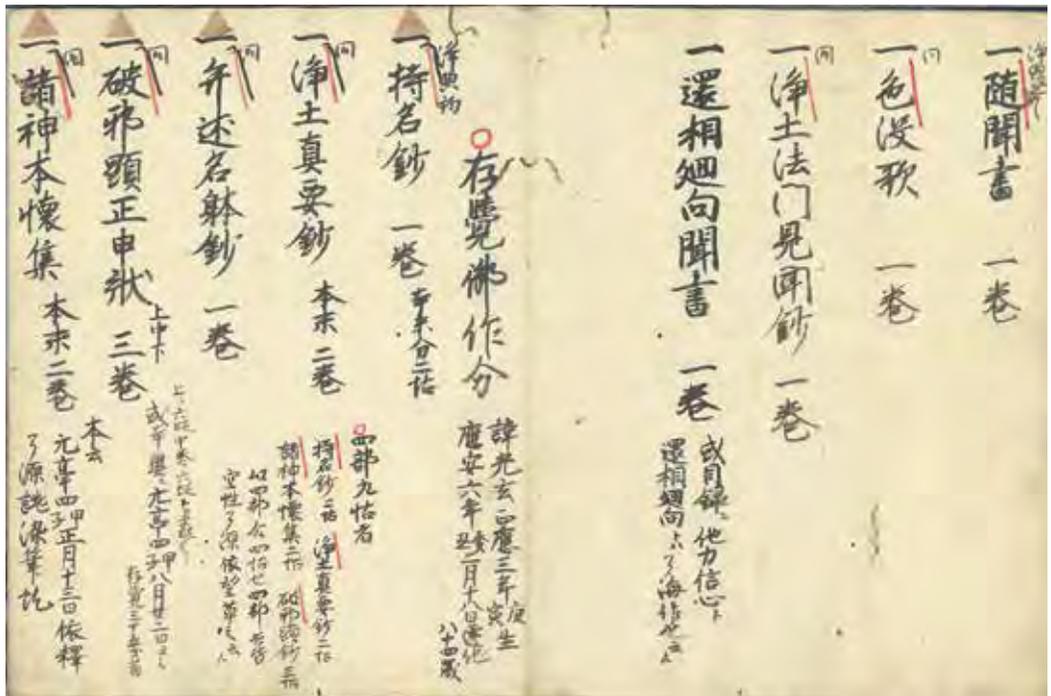
一 愚鑒鈔 一卷 條數共丁(真)名(事)也
 牙(種)ノ勝(利)名(号)德(意)經(論)法(文)引(述)
 信(人)問(難)會(釋)寺

一 勸化大旨 一卷 條數共(五)六(下)
 但(存)覺(法)作(法)員(保)下

一 注和讚 一卷

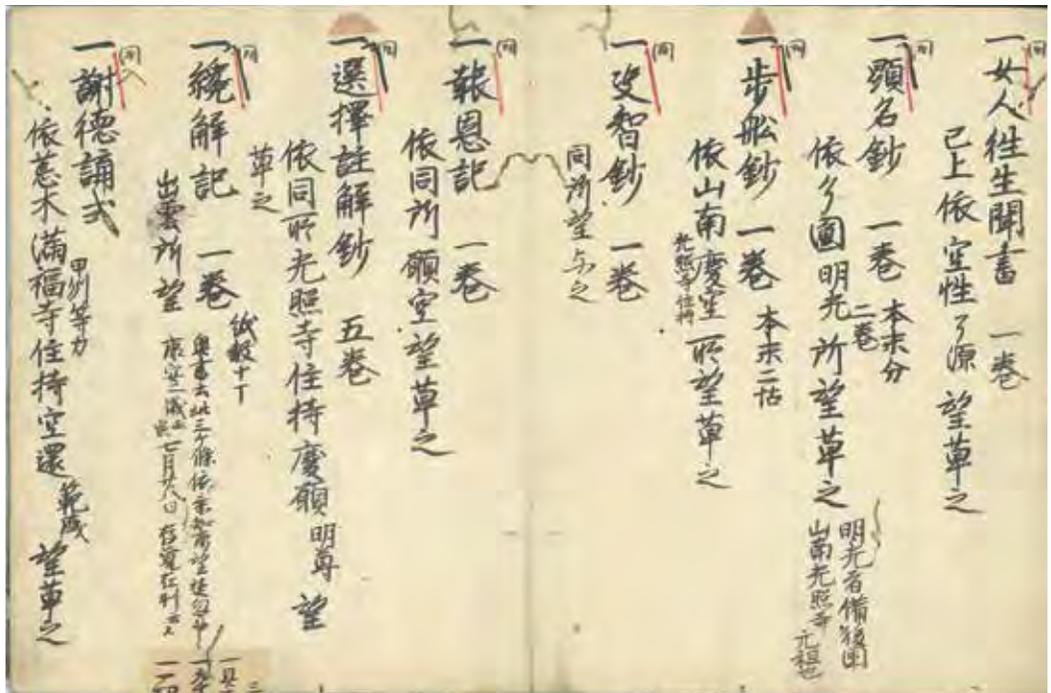
(七左) 右下部に付箋

(八右)



(八左)

(九右)



(九左) 左下部に付箋

(一〇右)

一 嘆德文 松尾庵九改年存覺甲九歲時製此時
假名古後安文六年二月廿二日持重書古改
依後玄律師所望草之 後云其上人諱也

隨思出大概記之 存覺 壬子書

康安二年 寅 五月廿六日 御判 貞治九年也
永仁三年九月廿九日覺心上人御判
六八年後康安二年書

一 信貴鎮守誦式 同
依當寺之學頭穀山廣塔院教憲律師之
桃草之
但非淨土宗之事 河内國毘沙門誦式也
以上十五部 淨典目錄之分也

一 法語 一帖 和云御縁禪尼者覺大
文中五藏申三月四日 中内室從覺御母也
依得契縁禪尼之情書之之人 二十七藏覽

一 六要鈔 一部十卷 和云御縁禪尼者覺大
教行證者列祖相乘之要須聖人頓解之已隆也
而取引之本文廣博多前後就相難明為之數
旨幽玄妙甚深義遠易迷然回一流傳來香光
猶未開闢其義之仁諸國歌學之群信多示
不多此書之旨如予淺智輒以豈敢雖然為
祖德報謝為佛法弘通試為小量之註釋仰

(一〇左)

(一一右)

宏智之取捨 一部十卷 号六要鈔 本書則采
第三与第六元自依有本末分為八卷 愚鈔
同六卷第二與六本宣文就開本末拾為十卷
以下界之 存覺壬子藏

延文五年 庚子八月一日 常樂甚主 和云
延文八年延文五年書 延文五年書

一 淨土宗名目 一卷 今上下分
為二卷
淨土宗圖名目了了卷明德三任奉述也
存覺御母 右名目見一前法次券少一圖也
被述作之 明延三年小存覺蓮化月廿年以讀也

一 三心三信同一事 一帖 紙數千 奥云
愚幼存覺六十一藏云

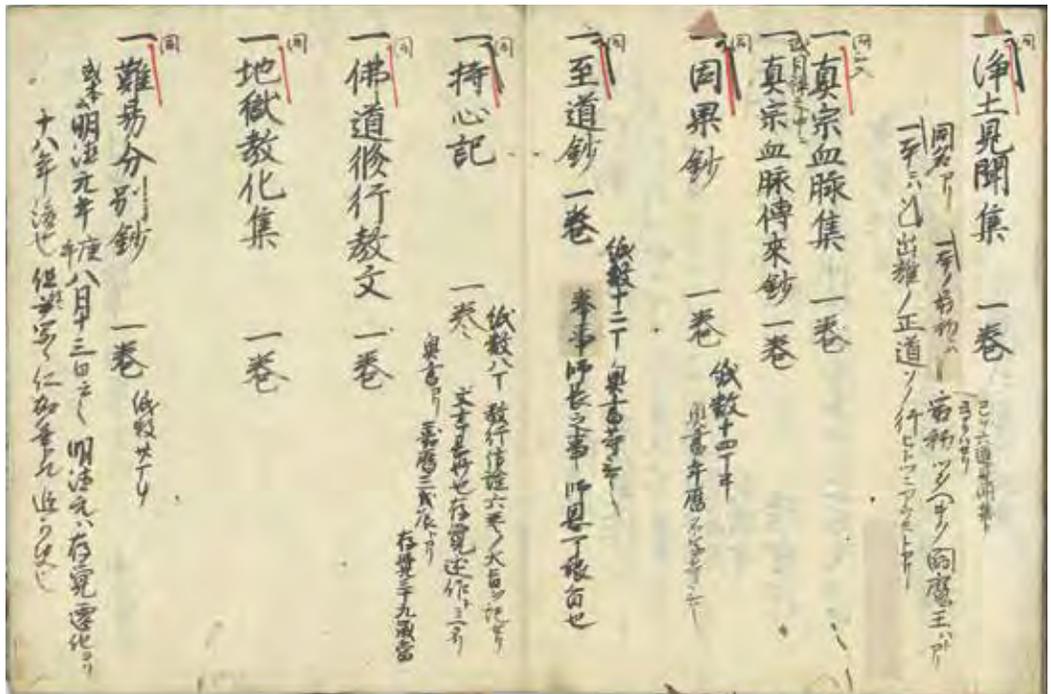
一 法華問答 三卷 或人云云 備後國山南 存覺御在園中仍出
學者法論事 光延寺廣空少所難會較寺
御製作 依智 支智鈔下題元一更被檢云 合堂
幸向廣 彼悟統 述外 依智法華問答三卷外御云

一 安心畧要鈔 一卷 紙數甲丁計 安心起行作兼三
第二而專作 合佛名問 寺子 白卷 寺子

一 三心義 一卷

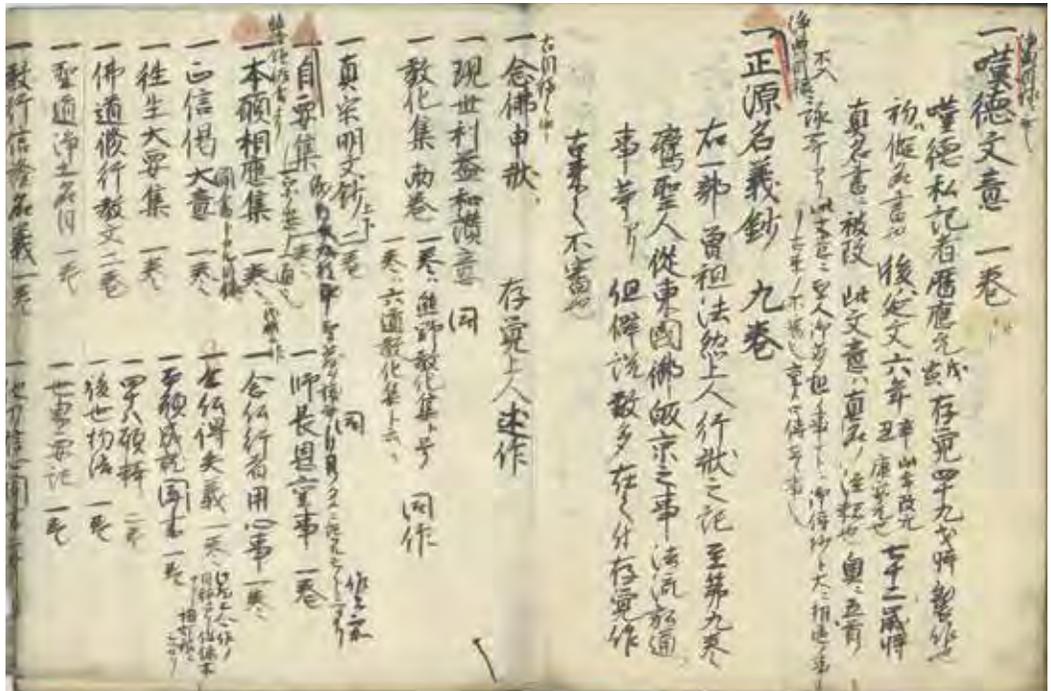
(一一左) 左下部に付箋

(一二右)



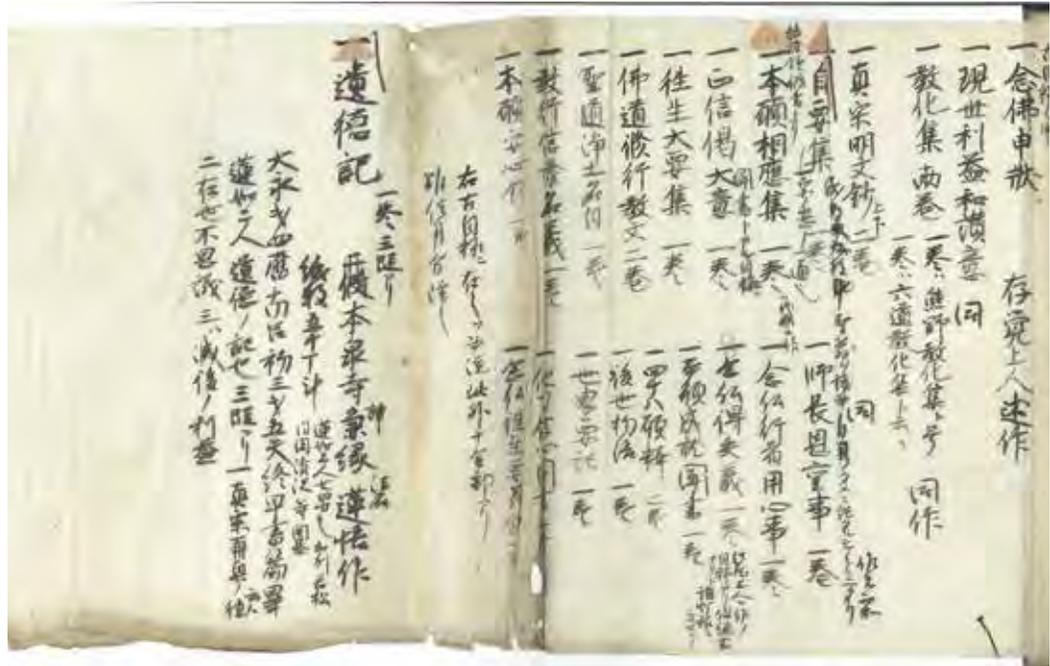
(一二左)

(二三右)



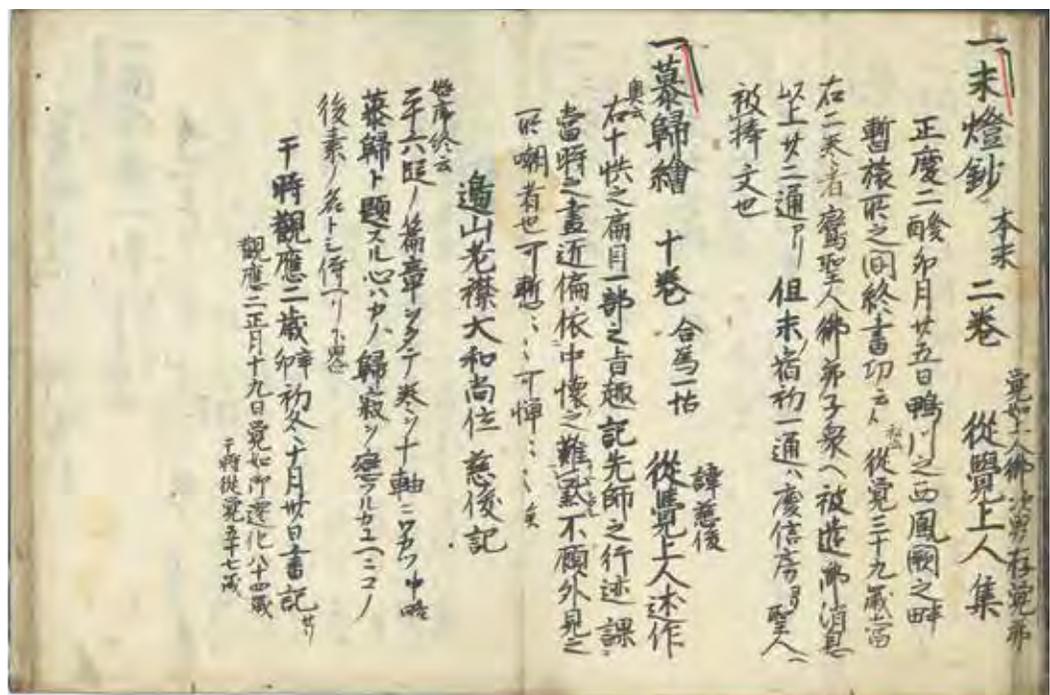
(二三左) 右端より全面に付箋

(二三左) 付箋展開部分



(二三左) 付箋展開部分

(二四右)



(二四左)

(一五右)

一 寂頂敬重繪 七卷 出書 兼專作
兼卷 序云一ノ篇ノ名凡コト二ノ八段共シノ名凡コト
 一部七卷ナリテ寂頂敬重ノ繪ト云
 同第一卷終云文和元歲壬辰十月十九日令
 書字ヲ置之 隱倫兼專
 右一節七卷者覺如上人一生之行狀也兼專
 本丹波國住信清範法印ノ御侍之學者リ
 覺如上人ノ皈依之後京都出雲路ト云能移住也
 今抄別七演毫攝寺九祖也
 右一節七卷之中一二五六之四卷ハ所記
 三十四七ノ三ノ介共ノ御書ニシテ一ノ抄書ニ
 一 彼岸記 一卷 兼 蓮如上人御作
傳 于時寛正六年三月十八日午刻於江内園
 久寶寺俄令書之也
 一 正信念佛偈意 依抄字七下 田中作
 奥云右以正信念佛大意ノ全森道ニ一身才算
 タスニ連ハシテ抄アリト云 中書 凡見凡ノ抄書
 于時長祿第四ノ天林鐘ノ火津等記
 右筆蓮如 里六
 九條西光寺 祐儀

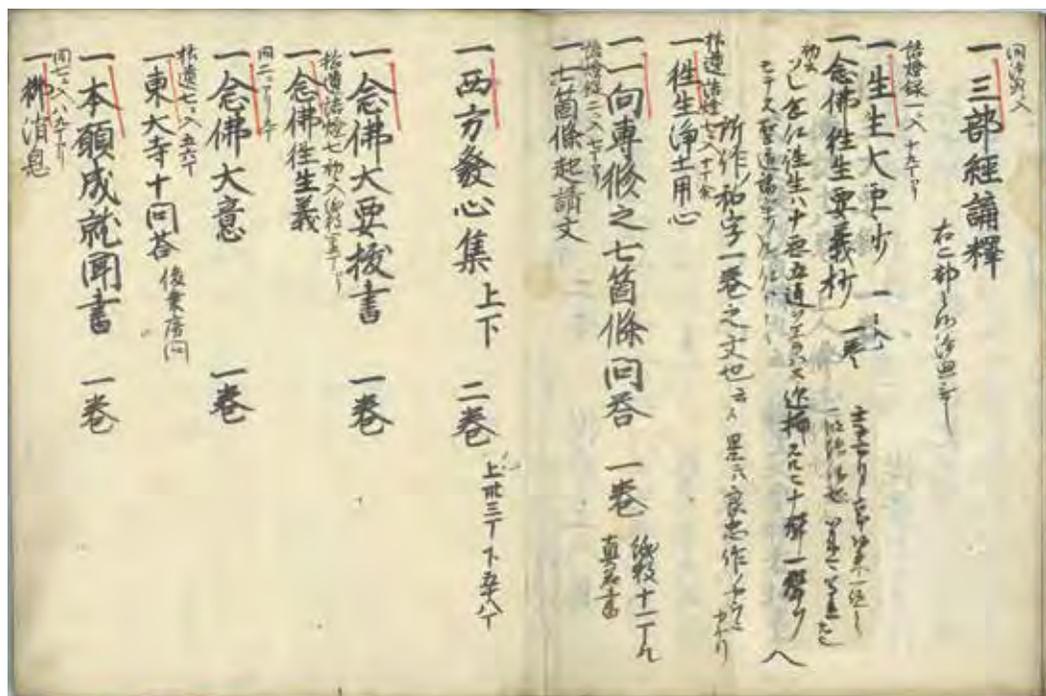
(一五左)

(二六右)

一 曾祖法然上人佛製作
 一 選擇集 一卷 沙門良俊 全本未分 為二卷
 傳記十卷云建久九年上六六正月殿下兼實公藏
 右衛門尉重經ノ佛使ノ淨土法門年來教誡
 トイハ志心附ニササタタシ要文ヲ記シ給テ具ハ面談
 ナク久具後ノ佛サタタシニシテ人侍ラセト仰セケハ
 安樂房外記金道ノ執筆トテ選擇集ヲ遺セ
 テケルニ第ニテ章ノ書字ヲ時ニモ執筆ノ器ニ
 多クハカクノ如ク會座ニ聚セザシト申ケルヲ聞給
 テ僧攝慢ノ心アリト云フ退テ真觀房感西ニ
 ソ書セケルト云

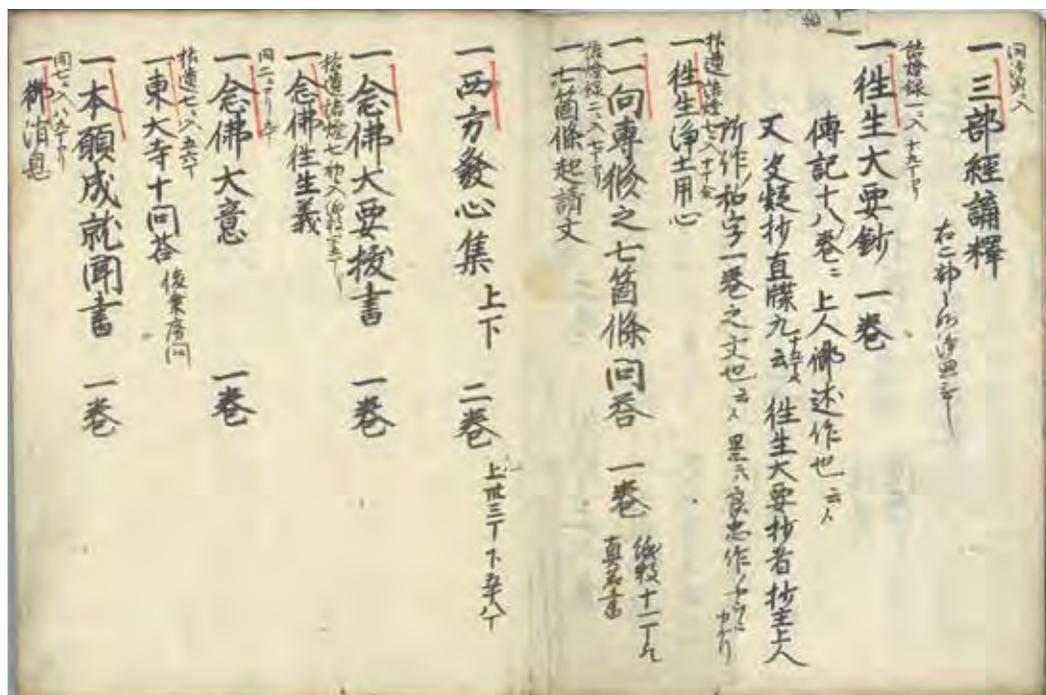
(二六左)

(二七右) 中上部に付箋



(二七左)

(二七右)



(二七左)

「近世の本願寺、その日その日」(歩弥紡)

【鳥の糞害対策】 【料理の掟】の項目で少しだけ触れた肉食とは別の視点から、鳥の話題について書いてみます。その前に、誤解はないと思いますが、本願寺では鳥ならどんな種類の鳥でも食していたわけではありません。日次記には愛玩・鑑賞用の鳥も登場します。もともと、愛玩用の鳥は献上されてもそのあとの飼育が面倒なので、宗主の上覧に供されるだけであつたと思われまふ。「起居筆記」天明六年(一七八六)七月朔日条には、関雎殿において二十種類の「唐渡鳥」が法如宗主の上覧に供されています。鳥の種類は、巴丹鸚歌・達磨鸚歌・尾長鸚歌・七毛鸚歌・白鸚歌・猩々鸚歌・青花音呼・九冠鳥・朝鮮鶴鴿・錦鳩・朝鮮鶯・鳥ヒヨトリ・鵬賦・朝鮮慈鳥・十姉妹・文鳥・蛾眉鳥・相思鳥・琉球駒の二十種類に孔雀でした。ちよつと珍しい鳥では、「起居筆記」寛政二年(一七九〇)六月二十日条によれば、駝鳥が関雎殿使者之間で文如宗主の上覧に供されています。

さて、今回の鳥の話題は、観賞用の鳥でも食用となつた鳥の話でもありません。この十年くらいでしょうか。本願寺の御白州を歩いてみると、大きな変化に気づきまふ。それは土鳩の姿をまつたくといつていいほど見かけなくなつたことです。門前での餌やりを規制してきた効果なのでしよう。土鳩が多く集まっていた時には、木造建築への糞害と酸性の強い糞で金属の腐食が進んだりする被害が大きかつたと思ひます。

では、江戸時代の本願寺では、鳥の糞害などはなかつたのでしょうか。留役所「諸日記」の幕末期の記事に少し関係記事が見えています。嘉永三年(一八五〇)六月二十三日条の記述を紹介しましょう。

一 御影堂御檐廻り、近比鳥災(巢か)作り候ニ付見苦敷候、右ハ長キ割竹ニ而始終鳥を追候事ニ有之処、近来其儀無之ニ付、鳥集り候事ニ候間、以来右割竹柵置、火番不絶追候様急度可申付置、左候へハ災を作候事ハ有之間敷旨、大目附左内へ達置候事

「諸日記」を展開している時は「鳥災」とあるので、鳥による災害⇨糞害と連想が働いてしまつたのですが、くずし字を冷静に読んでみると「鳥巢」の誤記だと思ひます。本願寺には百華園や滴翠園だけでなく、鳥たちにとつて営巢しやすそうな樹木が少なくなつたと思ひえるのですが、わざわざ「御影堂御檐廻り」に営巢した鳥はどんな種類だつたのでしょうか。季節と営巢場所から推測すると、近頃これも見るものが少なくなつたツバメではないかと考えています。記事の書きぶりからすると、たんにひと番いだけの巢ではなかつたようです。丈の長い割竹で、巢をたたき落とすのではなく、絶えず追い払うことによつて、そもそも巢を作らせないようにするという方法に、なにやら少し安堵を感じます。

現代でも軒下に作られたツバメの巢の下には、雛鳥の

糞を受ける段ボールの箱や紙などが敷かれているのを時々見かけることがあります。ツバメでなくとも巣がかけられれば、その下には雛の糞が落ちてきたことでしょう。となると、やはり問題は、鳥の糞害であったことになりそうです。それにしても「長キ割竹二而始終鳥を追」い払うのは、大変だったろうと想像しますが、家中に対して殺生を禁止していたのですから（別の項目【家中の魚鳥獵禁止】で提示しました。近く活字になります）、それしか方法がなかったということなのでしょう。

阿弥陀堂では、別の鳥避けの方法が採用されていたようです。大御遠忌御作事方が筆録した「諸事伺帳（九番）」万延元年（二八六〇）五月二十七日条には、

五月廿七日

一山科講之内藤屋源右衛門御引受御馳走申上候、阿弥陀堂御檐御障子側三方鳥止之網御出来二付、此

段奉言上

（朱筆）
「承置」

とあります。現代でも場所によってはみられる半恒久的な「鳥止之網」となると、防御の対象となった鳥の種類が御影堂の場合とは違って、土鳩ではなかったかと想像されます。現在では、阿弥陀堂の他にも御影堂や、総門・阿弥陀堂門・御影堂門などでも金属製の鳥避けの網が設置されていますが、この万延元年五月の記事が初め

での「鳥止之網」であったのかどうかの判断は控えておきたいと思えます。

【編集後記】

今号は、尾崎誠仁氏に、「聖教目録」の一部を紹介いただきました。お気づきのように、翻刻ではなく、史料それ自体をカラー印刷で掲載しました。この新たな取り組みは、経費の問題等から、なかなか実現が難しいところもありましたが、何とか実現できました。次号も同様のカラー印刷で続編をお届けする予定です。読者のみなさまには、どうぞお楽しみにお待ちください。

こうした史料紹介となったのは、一つには何よりも史料の性格に理由があります。この史料に関する情報を、より充実した形でお伝えするには、カラー印刷が最適だと判断いたしました。いま一つの理由は、多くの研究機関によって、史料のデジタル化やインターネット環境を活用した史料公開が進められている研究の現状を受け、本所報の史料紹介も新たな挑戦の時を迎えていると考えました。

今号の取り組みは模索段階のもので、今後の取り組みについての明確な展望はありませんが、少しずつでも新たな挑戦をして参りたいと考えております。

読者のみなさまには、引き続き、よろしくお付き合いください。また、今号の成果を、ぜひとも研究の進展に結び付けてくださいますよう、切にお願い申し上げます。